

平成20年度 定期総会

2008年5月29日(木) 12時30分
弁護士会館クレオ

本年度の活動方針

裁判員裁判と 被疑者国選弁護に向けた体制

来年5月から始まる裁判員裁判について、本年度執行部は、昨年度執行部が裁判員裁判を担うコア弁護士200名の養成を目標に研修日程を定め実行に移したことを受け継ぎ、200名以上の裁判員裁判に強い弁護士の養成に努める。また、同じ時期に始まる被疑者国選拡大実施に向けた準備は、受任弁護士の確保が課題であり、特に多摩地区の体制整備が重要と考えている。弁護士会多摩支部、法テラス、多摩パブリック法律事務所とも密接に連携し、体制整備に努める必要がある。いずれも会員の協力が欠かせないため、執行部としては、執行部の行うべき裁判員裁判報酬・国選報酬を弁護士の活動に見合った水準とする活動や捜査の全過程の可視化実現に向けた活動を継続し、会員の理解を得ていく。

は、全国の日弁連会員の動向とともに、マスコミ、政府、国会議員の動向を見極めながら、法科大学院、司法研修所、実務修習などの法曹養成制度の状況や弁護士の業務基盤拡大の状況等を見極めて、対応する必要があると考えている。なお、法曹養成に関しては、先輩弁護士の指導を受けて法律実務を処理し経験を積む結果となる新規登録弁護士の就職問題が重要であり、一人事務所における新人弁護士の採用を働きかけるとともに、先輩弁護士の事務所に就職できない新人弁護士に対してアドバイスするいわばチューター制度を発足させる必要があると考えている。日弁連の弁護士業務総合推進センターの後継組織においても即独弁護士対策が検討されているので、弁護士の質を確保する仕組みの一つとして、実現を図りたい。

会員との双方向の情報伝達

法曹人口問題と法曹養成への対応

法曹人口問題が関心を集める中、日弁連では、新しい組織を立ちあげて検討準備を進めている。法務省も検討を開始した旨報道されたが、今のところ具体的にどのような結論となるのかについては、まだ見通せる状況ではない。自民党議員の中にも、法科大学院の教育が設立の理念を実現できていないとして、関連士業との関係も重視し司法試験受験資格を法科大学院修了者以外に開放し、合格者数も大幅に減らすことを提言するグループもある。当会として

準備が進められてきたOA刷新の実施第1段階は、当初予定より少し遅れ、今年11月実施予定である。OA刷新は、直接には弁護士会の事務処理に関する改革であるが、同時に会務処理に関しホームページなどの電子的な情報伝達の手段が利用され、会員にもその影響が及ぶ。また、弁護士会にとって、会員の急激な増加に対応するための電子的な情報伝達手段の利用は避けられない。会員に対し弁護士会の活動状況を知らせること、会員の意見が弁護士会に届くようにすること、さらには、弁護士および弁護士会の活動の状況を市民に知らせることは、弁護士が



自治権をもち弁護士として求心力を保ち、市民の支持を得て存続するためには欠かせないものである。これまでも広報委員会を中心に広報の充実が図られてきたが、理事者および委員会から有益な情報を発し、会員にはホームページやメーリングリストを、有益な情報獲得の手段として利用していただけるよう、工夫していく。また、新聞等の記者との交流の拡大にも心がけたい。

会員向け研修体制の充実

弁護士の業務基盤の拡大に向け、研修を充実する必要がある。弁護士研修センターの活動を活発にし、弁護士紹介センターの活動も昨年度理事者の活動を引き継ぎ拡大に努める。

憲法問題への取り組み

憲法改正問題については、昨年度対策本部が設置され、新たな取り組みが開始された。十分な議論を経て対応すべき問題であるが、憲法改正手続きを定めた法律の施行を2年あまり後に控え、公表された憲法の改正内容と改正手続法に関して含まれている多くの問題について、昨年度に引き続き対応を検討し、立憲主義、国民主権主義、基本的人権尊重主義を堅持して、弁護士会として可能な行動も視野に入れながら、今年度の最重要課題の一つとして取り組んでいく。

多摩支部移転に向けて

本年3月、立川の多摩支部内部のレイアウトに関する東京三弁護士会の合意が成立した。来年4月の多摩支部立川移転に向け、なお多くの課題があるが、多摩支部との密接な連携のもと多摩地域の市民に対する法的サービスを充実させる視点で努力していく。

公設事務所の活動を支える取り組み

公設事務所は、地域の法的ニーズに応えるだけでなく、ひまわり公設事務所や法テラスのスタッフ弁護士を養成し、あるいは、弁護士任官支援としての機能を果たすなど、大きな成果をあげてきたが、会としての財政支援の在り方、人材の確保難、さらには、新人弁護士の養成方法に関する会員の認識の変化などの問題が生じてきている。公設事務所の重要性はなお無視できないと考えており、会員の理解を得て活動を維持するよう会内合意の形成に努めたい。

* * *

このほかにも、弁護士任官の推進、各種委員会の活性化策や若手への配慮、さらには財政問題、男女共同参画社会に向けた男女共同参画推進本部の設置など多くの課題がありますが、力を合せて会務に全力で取り組んでまいります。会員の皆様の温かいご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

審 議

第1号議案 平成20・21年度綱紀委員会の弁護士 会員委員（正委員）20人の選任に関する件

◎承認（全会一致）

〈内容〉

綱紀委員会の委員100人のうち20人が本年11月30日で任期満了となる。そこで、次期委員の選任をする必要がある。慣例により、これを常議員会に一任することを承認した。

第2号議案 新多摩支部弁護士会館に隣接する約61 坪の部屋を東弁単独で賃借するにあたり、予約金 2,187,360円を支出したことの承認を求める件

◎承認（全会一致）

〈内容〉

2007年度第10回常議員会において、「新多摩支部弁護士会館に隣接する約61坪の部屋を東弁単独で賃借するにあたり、保証金を支出する件」が、会館特別会計の不動産諸施設取得等積立金会計において東京弁護士会会則（以下「会則」という）第123条第1項、東京弁護士会会計規則（以下「会計規則」という）第27条第1項により、緊急の予算超過支出として承認され、本年3月28日に予約金2,187,360円を（株）ニッポーに対して支出した。この支出について、会則第123条第2項、会計規則第27条第2項により承認した。

第3号議案 公設事務所の内装等につき、予備費 10,104,761円を支出したことの承認を求める件

◎承認（全会一致）

〈内容〉

昨年度、東京、渋谷、北千住、多摩の各公設事務所

の内装等60,104,761円について、公設事務所運営基金特別会計から支出したが、うち50,000,000円は事業費の中科目間流用で処理した。不足の10,104,761円は、会計規則第25条第1項により同会計の予備費から支出した。この支出について、会計規則第25条第2項により承認した。

第4号議案 リーガル印刷への保証金返還につき、予 備費1,535,134円を支出したことの承認を求める件

◎承認（全会一致）

〈内容〉

弁護士会館地階テナント「リーガル印刷」の撤退に伴い同社から賃貸借契約に伴う保証金として預かった1,535,134円を返還する必要がある、会計規則第25条第1項に基づき、会館特別会計の維持管理会計の予備費から支出した。この支出について、会計規則第25条第2項により承認した。

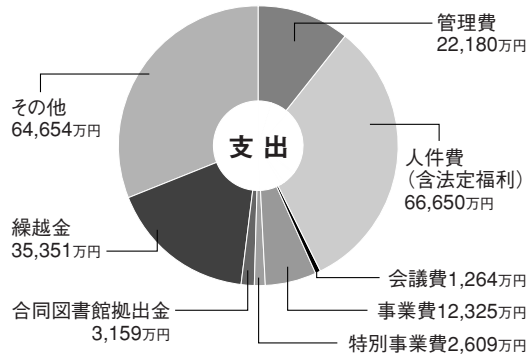
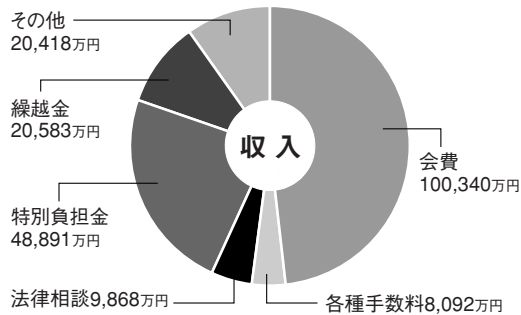
第5号議案 新四谷（LC四谷）法律相談センター設 置費用の一部3,231,648円を予備費から支出したこ との承認を求める件

◎承認（全会一致）

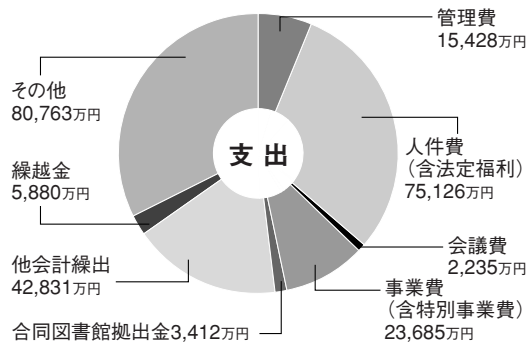
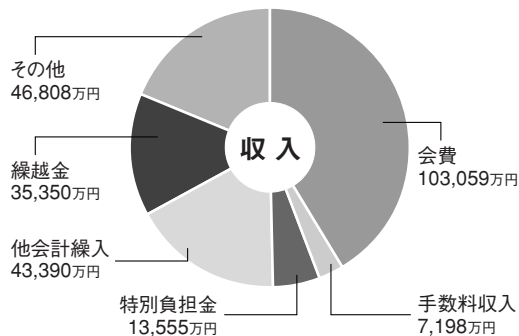
〈内容〉

平成18年度、東京三会共同で四谷駅前に新たに法律相談センターを設置した。設置費用の当会負担分は、35,919,379円であり、この費用は、事業準備積立金を取り崩した特別事業費50,000,000円の中から支出することにした。ところが、平成18年度決算において、32,687,731円を支出したが、差額である3,231,648円の支出については、平成18年度末の支出であったこと等の事情により、一般会計の立て替え

平成19年度一般会計決算 合計 約208,192万円



平成20年度一般会計予算 合計 約249,360万円



※法律相談事業は特別会計になりました。

で処理してあり、昨年度中に精算する必要があった。この精算について、会計規則第25条第1項に基づき、一般会計の予備費から支出したため、会計規則第25条第2項により承認した。

第6号議案 平成19年度一般会計・特別会計収支決算の承認の件

◎承認 (全会一致)

〈内容〉

監事から、平成19年度は予算段階では赤字見込みであったが、事業費支出や法律相談事業費が予算額を下回ったことから黒字決算となった。また特別会計については、従前より指摘されてきた特別会計の改廃が実現し、今後、会財政のわかりやすさ、透明性が図られていくことが期待される旨の意見が述べられた。

第7号議案 平成20年度一般会計・特別会計収支予算(案)の決議の件

第8号議案 平成21年度4月、5月分の一般会計・

特別会計収支暫定予算(案)の決議の件

◎いずれも承認 (全会一致)

〈内容〉

本年度は裁判員裁判、被疑者国選の実施準備、多摩新会館の内装・改装費、弁護士会館3階の改装・修繕費、OA刷新費用などの大きな支出が予定され、予算計上しているが、不意の支出が発生した場合には、その都度対応が必要となることに留意しながら予算編成を行った。

予算編成については、例年指摘される予算と決算の乖離があるが、弁護士会の事業の特殊性からある程度やむを得ないことと考える。本年度も委員会等の事業費関連支出予算については、具体的内容が確定されておらず、具体的支出の裏付けのないものは支出予算として認めない方針を踏襲して予算編成した。しかし、委員会活動を活発にさせることも必要であり、予算外の事業支出にあたっては、昨年同様に事業関連費を計上し、その相当性及び金額を慎重に検討したうえで対応する。